

憲 法 (配点 60 点)

【出題趣旨】

新型コロナウイルスの感染拡大は、憲法上の論点を含む様々な法律問題を生んだ。持続化給付金などの給付行政をめぐる、性風俗関連特殊営業事業者を支給対象から除外したことが特定の職業に対する差別ではないかが問題となり、裁判でも争われている（東京高判令和 5 年 10 月 5 日裁判所ウェブページ）。宗教法人も同様に、持続化給付金の支給対象から除外された。そこで生じる憲法上の問題点を発見し、判例及び学説に関する基礎的な理解を踏まえて、適切な検討を加えることを求めている。

設問 1 では、本事例を検討する上で前提となる日本国憲法における政教分離原則について、判例を踏まえて説明することが求められる。

津地鎮祭判決（最大判昭和 52・7・13 民集 31 卷 4 号 533 頁）の多数意見は、「政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが右の諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものである」としており、その後の判例も、近時の那覇市孔子廟判決（最大判令和 3・2・24 民集 75 卷 2 号 29 頁）に至るまで、基本的な考え方は共通している。この考え方は、持続化給付金の給付対象とすべきとする立場と親和的である。

これに対し、同判決の反対意見や愛媛県玉串料判決（最大判平成 9・4・2 民集 51 卷 4 号 1673 頁）の尾崎裁判官意見のように、国家の非宗教性の要請を重視し、政教分離原則を厳格に捉える見解は、給付対象とすることについても慎重であるべきだとする立場と親和的である。

設問 2 では、まず、宗教法人を持続化給付金の給付対象とするか否かによって生じる憲法上の問題点を特定して示すことを求めている。宗教法人を給付対象から除外するということは、NPO 法人などの世俗的な公益団体との関係では、宗教を理由とする別異取扱いをすることを意味するため、憲法 14 条 1 項に違反しないかという問題が生じることになる。また、信教の自由（憲法 20 条 1 項）の保障には、宗教による不合理な差別の禁止が含まれると解釈し、同条同項違反の有無の問題として論じることが可能である。

他方、宗教法人を給付対象とすると、公金の支出によって、国家と宗教とのかかわり合いを生じることになり、政教分離規定である憲法 89 条に違反するのではないかが問題となる。仮に、給付することが憲法 89 条に違反すると判断するのであれば、給付対象から除外することは、憲法 14 条 1 項との関係では別異取扱いに合理的な理由があることになるし、憲法 20 条 1 項との関係では信教の自由の不当な侵害には当たらないことになる。

その上で、自らの設定した憲法上の問題点について、自説を展開することが求められる。政教分離原則をどのように理解し、憲法 89 条をどう解釈するのか、憲法 14 条 1 項、または憲法 20 条 1 項との関係をどのように解するのか、説得力をもって論じることが求められる。

津地鎮祭判決以降の判例の多数意見によれば、宗教法人を持続化給付金の給付対象とすることが憲法 89 条に違反するか否かは、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められるか否かによって決せられることになる。この立場からは、宗教法人についても持続化給付金制度の趣旨が妥当し、宗教法人以外の法人との公平を図ることも要請されるとして、宗教法人を給付対象としても憲法 89 条に違反するものではなく、むしろこれを除外することは憲法 14 条 1 項、または憲法 20 条 1 項に反するという考え方も成り立つ。他方、持続化給付金が、「事業全般に広く使える」給付金制度であって、用途に制限がなく、宗教活動そのものに充てることも可能であることに着目し、この点を限定する仕組みが採られない限り、相当とされる限度を超えるものと認められ、憲法 89 条に違反するという判断もあり得る。このように判断するのであれば、宗教法人を給付対象から除外することは合理的区別であり、憲法 14 条 1 項、あるいは憲法 20 条 1 項に反しないと解されよう。

以上